

平成22年度

低炭素型雇用創出産業立地推進事業

公募要領

平成22年9月

経済産業省 地域経済産業グループ

目 次

ページ

1. 事業の目的・補助対象事業について P. 1
2. 補助対象事業者について P. 2
3. 補助率及び補助対象経費等について P. 2
4. 事業実施期間について P. 3
5. 補助事業者の義務等 P. 3
6. その他 P. 4
7. 応募書類の提出について P. 4
8. 採択の審査及び結果通知について P. 6
9. 応募書類等の様式について P. 8
<参考> 公募に関する受付及びお問い合わせ先 P. 25

1. 事業の目的・補助対象事業について

(1) 事業の目的

この補助事業は、将来大きな成長と雇用創出が期待できる「グリーン産業」などの環境関連技術分野における国内での設備投資の支援を行うことにより、国内での工場立地を促進し、「グリーン産業」の大きな成長と雇用創出を図ることを目的とするものです。

(2) 補助対象事業

以下のすべてに該当する事業

- ① 高い成長性が見込まれるグリーン技術分野に関する製品又はその部材の製造に係る事業
- ② 現下の経済情勢の悪化に伴い、厳しい経済環境に置かれている分野に関する製品又はその部材の製造に係る事業
- ③ 国内の雇用を長期安定的により多く創出する事業

(3) 補助対象要件

以下の要件をすべて満たすもの

- ① 「Cool Earthエネルギー革新技術計画（平成20年3月経済産業省）」、「環境エネルギー技術革新計画（平成20年5月総合科学技術会議）」又は「産業構造ビジョン2010（平成22年6月経済産業省）」の「環境・エネルギー課題解決産業」に記載された技術分野にかかるもの
- ② 国内市場規模が、直近1年間（平成20年度から平成21年度）で20%以上拡大しているもの
- ③ グリーン技術分野の属する産業の生産額がリーマンショック以前の水準まで回復しておらず（平成22年第2四半期（4月～6月）の鉱工業生産指数が平成20年第2四半期（4月～6月）の水準以下のもの）、かつ、足下においても減少傾向にある（平成22年7月の鉱工業生産指数が平成22年3月に比べて減少しているもの）こと
- ④ 補助対象経費1億円あたり、原則として、6人・年以上（注）の雇用を創出するもの
（注）例えば、6年間の雇用とするのであれば、1人以上（1人以上×6年間）の雇用を創出するもの（ただし、最短4年間（1.5人以上×4年間）で最長10年間（0.6人以上×10年間）とする。）

【海外流出防止のための緊急対策】

海外流出防止のための緊急対策対象事業（①、②及び③に加え、以下の（i）及び（ii）を満たすもの）については、以下のア及びイを満たすものとする。

ア. 補助事業部門の国内雇用を4年間維持すること

イ. 補助対象経費1億円あたり、原則として、3人以上の雇用を維持すること
（対象事業）

（i）産業のすそ野がとりわけ広く国内雇用全体の安定に極めて大きな影響を持つ分野
（産業連関分析における逆行列係数の列和（生産波及力）2.5以上の分野）

（ii）為替変動の動向により生産拠点が特に海外へ流出しやすい分野（海外生産比率が製造業平均以上の分野）

- ⑤ 当該補助事業に係る投資計画について、「新成長戦略実現に向けた3段階経済対策」に関する閣議決定（平成22年9月10日）以前に对外発表していないこと（ただし、閣議決定日以前に発表した計画に加えて、追加的に設備投資を行うとした場合であって、当該追加投資を行うことを閣議決定日以前に对外発表していないときは、当該追加投資部分は除く）。

2. 補助対象事業者について

本補助金の補助対象事業者は、上記1.（3）に掲げる要件をすべて満たし、事業終了後の設備等の管理・運営等を責任持って実施することができる民間事業者とします。

なお、「中小企業」とは、以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満足する企業及び個人を指します。

	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
中小企業(注)	3億円以下	300人以下

(注) ただし、以下の項目に該当する中小企業を除く

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の中小企業以外の企業（以下、「大企業」という）（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人（以下、「見なし大企業」という）。
- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の見なし大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業（見なし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人
- ・役員の総数の2分の1以上を大企業（見なし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の役員又は職員が兼ねている法人

3. 補助率及び補助対象経費等について

(1) 補助対象経費及び補助金交付上限額

補助金の 名称	補助対象事業		補助金交付 上限額
	補助対象	内容	

平成22年度 低炭素型雇用 創出産業立地 推進事業	(1) 設備費等	補助事業者の生産施設で使用する設備機械装置の購入及び据付け等に必要経費	150億円
	(2) 調査設計費	上記設備機械装置の据付け等に必要調査費及び設計費	

(2) 補助率

補助率は以下のとおり。

補助対象事業者	補助率
中小企業以外の企業	1/3以内
中小企業	1/2以内

4. 事業実施期間について

交付決定後、補助事業について、速やかに事業に着手（平成22年度中）し、原則として、平成23年度中に事業を完了することとします。

5. 補助事業者の義務等

本補助金の利用に際しては、以下に記載した事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定を遵守していただくこととなりますので御留意ください。

- ① 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ② 補助事業者は、補助事業の交付年度中間の進捗状況の報告を求められた場合、速やかに報告しなければなりません。
- ③ 補助事業者は、補助事業を完了した場合又は国の会計年度終了後、実績報告書を提出しなければなりません。
- ④ 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、「取得財産管理台帳」を備えて、別に定める財産処分制限期間中、的確に管理しなければなりません。
- ⑤ 補助事業者は、当該取得財産等については、別に定める期間においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること）はできません。ただし、やむを得ない不測の事態の発生等により、当該取得財産等を処分する必要があると

きは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部又は全額を返納していただくこととなります。

- ⑥ 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業の完了した日の属する国の会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑦ 補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後7年間、補助事業に係る収益状況について報告していただくこととなります。本報告により収益が生じたと認められる場合には、補助金の交付額を限度として、返納していただくこととなります。ただし、平成20年度又は平成21年度のいずれかで赤字決算（注1）となった企業（注2）には、収益納付を求めないこととします。
- ⑧ 補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後、雇用創出の状況（労働法制的遵守状況を含む）について報告していただくこととなります。報告年数は、原則、申請書の雇用効果を達成するまで報告していただくこととなります。

（注1）申請企業単体の営業利益、経常利益又は純利益のいずれかが赤字決算となった場合

（注2）会社組織の変更等により平成20年度又は平成21年度の決算がない企業の場合は、組織変更等の以前に当該事業を実施していた企業の平成20年度又は平成21年度の決算

6. その他

- ① 補助金の支払いは、原則、補助事業完了後、補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。（年度途中でも、事業が完了している場合は所定の手続により支払われます。）
また、特に必要と認められる場合、年度途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生を確認し、所定の手続きを経た上で、当該部分にかかる補助金が支払われることもあります。
- ② 今回の申請にかかる経費は、交付決定日以降に補助事業が開始されることとなるため、交付決定日以前に発生した経費は対象となりません。
- ③ 補助事業者は、補助事業により整備された施設の運営、貸与により収益が生じたと認められる場合には、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。なお、納付を命ずることができる金額は、補助金の確定額を上限とします。
- ④ 国（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度と重複した交付申請書の提出（本申請書の提出以降を含む。）は認められませんので御注意ください。
なお、他の制度との併願・併用について疑問等がありましたら、事前に所管の経済産業局に御相談ください。

7. 応募書類の提出について

（1）受付期間

平成22年9月30日（木）～平成22年11月18日（木）正午まで【必着】

(2) 提出方法

応募される方は、別紙様式（P. 8～24）により作成の上、正本1部、写し20部（審査委員及び関係者含めて徴求）の計21部を、上記期間までに実施事業場所を管轄する経済産業局の担当課へ郵送又は持参にて提出してください。【受付期間内に必着のこと】

配達等の都合で締切りまでに届かない場合がありますので、締切りの期限に余裕をもって送付されるよう十分御注意ください。

(3) 提出先、問い合わせ先

本補助事業を実施する事業場を管轄する経済産業局へ提出ください。

応募書類の提出先の経済産業局担当課及び管轄区域等については（P. 25「(参考) 公募に関する受付及びお問い合わせ先」）のとおりです。

また、この補助金に関するお問い合わせも同課にお願いします。

(4) インターネットの利用

本公募要領は下記ホームページにも掲載しておりますので御利用ください。

<http://www.meti.go.jp/information/data/c100930aj.html>

申請書様式等は、ホームページからダウンロードすることができます。

(5) 提出書類について

- ①提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。提出書類の用紙の大きさはA4判をお願いします（各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません。）。
- ②以下の「提出書類一覧表」における書類について、正本1部、写し20部を紙媒体で提出するとともに電子媒体（CD-R（「提出書類」をWord形式で保存したもの）を提出してください。なお、通しページを提出書類下中央に必ず打ち込んでください。
- ③応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、場合によりヒアリング等を行うこともあります。
なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。
- ④「提出書類一覧表」にある提出書類や追加説明資料は返却いたしませんので御留意ください。

「提出書類一覧表」

	書 類 名	様 式
提出書類	<input type="checkbox"/> 応募書類	様式第1
	<input type="checkbox"/> 補助事業概要説明書（同説明書に記載してある添付書類を含む）	様式第2
	<input type="checkbox"/> 応募者の概要がわかるもの（様式第3＋パンフレット等）	様式第3
	<input type="checkbox"/> 補助事業に係る実施体制図及び役割分担	様式第4

	<input type="checkbox"/> 決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）（申請企業の単体ベース、ただし、連結がある場合には、連結決算も併せて提出）（直近3年分） * 設立後3年未満の企業であって、設立前に当該事業を実施していた企業がある場合は、その企業の決算報告書を提出	様式無し
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------

（注）提出書類及び補足資料は、正本1部、写し20部の計21部を紙媒体で提出するとともに電子媒体（CD-R（「提出書類」をWord形式で保存したもの）も提出してください。CD-Rには、必ず申請企業名を記載下さい。

8. 採択の審査及び結果通知について

（1）採択時の主な審査内容

① 基本的事項の審査

ア. 補助対象要件

1. （3）補助対象要件をすべて満たしているか

イ. 補助事業者としての適格性

応募者は事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか

ウ. 補助事業の実施体制

応募者は補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有しているか

② 事業内容に関する審査

ア. 雇用創出効果

国内雇用を長期安定的により多く創出する事業となっているか

有効求人倍率が全国平均（平成21年度）を下回る都道府県で実施する事業であるか

イ. 技術力

安全面における信頼性の高い技術及び実績を有しているか

納品（予定）先の多さなど商業的に受容の幅が広い技術力を有しているか

革新性のある技術を有した製品又は部材であるか

ウ. 集積効果

地域経済及び地域産業への波及効果が望める事業となっているか

既存地域活性化策との連携がなされているか

エ. 海外流出懸念

当該事業における海外移転の検討状況

当該事業に対する海外からの誘致要請の有無

同種の製品又は部材の製造業に対して、海外政府による立地助成策が存在するか

オ. 事業連携

将来の再編を視野に入れ、業務提携や効率化のための分業など同業他社との事業連携を実施する事業であるか

カ. 工場立地等手続の迅速化

工場立地手続について、自治体の協力が得られることとなっているか

③ その他

全く同種の事業について多数の申請があった場合、上記の考慮要件を踏まえて優先

すべき事業を選定

(2) 採否の通知等

選定結果（採択又は不採択）の決定後は、各経済産業局等から速やかに通知します。

※採択者は、補助金の交付などの執行に係る必要な手続きは、経済産業大臣が別に定める法人に対して行っていただきます。

(3) 公募のスケジュール

9月30日（木）～11月18日（木）正午	受付期間
11月18日（木）～	採択審査
12月下旬	採択内示

(4) その他

本制度では、応募書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から応募者の了解なしには応募の内容等の公表は行いません。ただし、他の助成機関等からの依頼・問い合わせ等に対して、その内容が妥当と認めた場合は、使用目的を限って、その機関に申請者名、事業名、大まかな事業内容等を知らせることがあります。

9. 応募書類等の様式について

(様式第1)

年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

申請者 住所
氏名 法人の名称
及び代表者の氏名 印

平成 年度低炭素型雇用創出産業立地推進事業の応募について

低炭素型雇用創出産業立地推進事業について、下記のとおり応募します。

記

1. 補助事業の目的及び内容
2. 補助事業の開始及び完了予定日
3. 補助事業に要する経費 円
4. 補助対象経費 円
5. 補助金交付申請額 円
6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
7. 同上の金額の算出基礎

(注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

(様式第2)

住 所

氏 名 (法人の名称及びその代表者の氏名)

補助事業概要説明書

1. 補助事業の実施計画

(1) 補助事業の目的及び内容

(イ) 目的及び内容

(ロ) 実施場所 (住所及び事業所名)

(ハ) 事業実施部分の敷地・建物の所有関係

* 他者所有の場合には、使用契約期限を付記すること

また、新規での用地取得又は新規での建屋建設の場合はその旨記載すること

(ニ) 延べ床面積 (補助事業実施に係る部分)

(2) 補助事業の実施期間

(イ) 補助事業の開始 (予定) 年月日

(ロ) 補助事業の完了 (予定) 年月日

(3) 添付書類

(イ) 補助事業の実施場所の付近見取図

(ロ) 設備の配置図

2. 補助事業の効果

(1) 市場の成長性

* 「市場の成長性関係 (別添2)」の2. の数値を記載のこと

(2) 経済情勢

* 「経済環境関係 (別添3)」の1. 及び2. の数値を記載のこと

(3) 雇用効果

* 「雇用効果関係 (別添4-1)」の3. (2)雇用効果又は、「雇用効果関係 (海外流出防止のための緊急対策用) (別添4-2)」の5. (2)雇用効果の数値を記載のこと

(4) 添付書類

上記 (1) ~ (3) の根拠となる資料 (別添1~9)

3. 補助事業の収支予算

(1) 収入 (単位:円)

項 目	金 額
自 己 資 金 起 債 又 は 借 入 金 そ の 他 補 助 金	
合 計	

(2) 支出

① 総括表

(単位:円)

経費の区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	経費の負担区分	
			補助事業者	補助金交付申請額
設 備 費 等				
調 査 設 計 費				
小 計				
そ の 他				
合 計				

② 経費の内訳（経費区分ごとの内訳を記載）

(イ) 設備費等

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
小 計				
合 計				

(ロ) 調査設計費

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
小 計				
合 計				

(二) その他

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	備 考
合 計		

(注) 消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること

設備投資関係

1. 今回の補助事業において製造する製品又は部材の名称

2. 上記の製品又は部材に関して、「Cool Earthエネルギー革新技術計画（平成20年3月経済産業省）」、「環境エネルギー技術革新計画（平成20年5月総合科学技術会議）」又は「産業構造ビジョン2010（平成22年6月経済産業省）」の「環境・エネルギー課題解決産業」において該当する技術分野

3. 設備投資計画

（補助申請事業と同一の事業場において新たに設置する補助金申請していない設備も記載のこと）

設備名称	単価 (千円)	数量 (台)	金額 (千円)	製造する製品又は部材 (用途を含む)	設置する事業場名 (所在市町村)
【補助申請分】					
①					××工場 (〇〇県△△市)
②					
小計					
【補助申請以外分】					
③					
④					
小計					
合計					

4. 具体的な投資案件に対する対外公表の有無

(1) 経済対策に関する閣議決定（平成22年9月10日）以前の当該補助事業に係る投資計画の発表の有無：

(2) 上記(1)で「有」の場合、当初投資計画からの追加投資がある場合は追加部分を記載
当初計画から追加投資の概要（当初公表資料があれば添付のこと）

市場の成長性関係

1. 市場規模

(1) 今回の補助事業に伴い新設又は増設した設備で製造する製品又は部材の
平成20年度の国内総市場規模(国内総出荷高)(X)

(2) 今回の補助事業に伴い新設又は増設した設備で製造する製品又は部材の
平成21年度の国内総市場規模(国内総出荷高)(Y)

* 出典及び当該データを添付のこと

2. 市場の成長性 : $[Y \div X]$

* 上記計算式により算出される数値が、1.2以上であること

経済情勢関係

1. 経済環境

鉱工業生産指数は、いずれも設備投資関係（別添1）2. 最終製品を対象とし、季節調整済指数・確報値を記載すること

（1）生産規模がリーマンショック以前の水準まで回復していないこと

①平成22年第2四半期（4－6月）の鉱工業生産指数（当該補助事業の属する業種分類（※日本標準産業分類の中分類に準拠したもの）を記載のこと）

②平成20年第2四半期（4－6月）の鉱工業生産指数（当該補助事業の属する業種分類（※日本標準産業分類の中分類に準拠したもの）を記載のこと）

*①<②となっていること

（2）生産規模が足下においても減少傾向にあること

①平成22年7月の鉱工業生産指数（当該補助事業の属する業種分類（※日本標準産業分類の中分類に準拠したもの）を記載のこと）

②平成22年3月の鉱工業生産指数（当該補助事業の属する業種分類（※日本標準産業分類の中分類に準拠したもの）を記載のこと）

*（①）<（②）となっていること

2. 決算状況

（単位：百万円）

	平成20年度	平成21年度
営業利益		
経常利益		
当期純利益		

（注）申請企業の単体ベースの数値を記載のこと

雇用効果関係 (A)

1. 補助事業を行う事業部門の雇用数 (申請時:平成22年9月末時点)

〇〇人 (a)

2. 生産計画と雇用数の推移

	年度 (N) (注1)	年度 (N+1)	年度 (N+2)	年度 (N+3)	年度 (N+4)	・・・	年度 (α)
生産(計画)額 (百万円)						・・・	
補助事業を行う事業部門の雇用数(人)(b)						・・・	
平成21年度補助事業による雇用増加数(人)(c)(注2)						・・・	
補助事業を行う事業部門における本補助事業による雇用増加数の累計値(人・年)(d) (d)=(b)-(a)-(c)+前年度(d)						・・・	
雇用創出効果(人・年/億円)(e) (e)=(d)÷補助対象経費	e1	e2	e3	e4	e5	・・・	e α
各年度の雇用創出効果(人/億円)(f) (f)=(e)-前年度(e)							

雇用要件達成状況は、「e α 」 ≥ 6 人・年/億円で算定するものとする。

各年度の雇用創出効果について、「(f)」人/億円 ≥ 6 人・年/億円 \div 「 α 」年間

(注1) 雇用要件を満たす最初の年度を(N)とし雇用要件を満たす最後の年度(α)まで記載のこと
(4(年) \leq 「 α 」 \leq 10(年))

(注2) 平成21年度補助事業の際に申請した雇用増加数から、平成22年1月末から9月末までの間に既に増加した雇用数を差し引いて、記載のこと

3. 雇用効果

(1) 雇用増加数の累計値: 人・年

* 6人・年を満たす α 年度までの雇用増加数の累計値。上記「補助事業を行う事業部門における本補助事業による雇用増加数の累計値(d)」について、 α 年度部分の数値を記載

(2) 雇用効果(補助金対象経費1億円あたりの雇用増加数): 人・年/億円

* e α を記載のこと

4. 補助事業実施都道府県における有効求人倍率（平成21年度）

	21年度
A県	
B県	
（参考）全国平均値	0.45

（注）有効求人倍率は、季節調整済値で、新規学卒者を除きパートタイムを含む値

なお、複数地域で事業を実施する場合には、それぞれの都道府県の数値を記載のこと

雇用効果関係 (B)
(海外流出防止のための緊急対策用)

1. 国内への生産波及力 (生産波及効果)
2. 生産拠点が海外流出しやすい状況 (海外生産比率)
3. 補助事業を行う事業部門の雇用数 (申請時：平成22年9月末時点)
○○人 (a)
4. 生産計画と雇用数の推移

(単位：百万円、人)

	年度 (N)	年度 (N+1)	年度 (N+2)	年度 (N+3)
生産(計画)額 (百万円)				
補助事業を行う事業部門の雇用数(b) (人) (b) ≥ (a)				
雇用効果(c) (人/億円) (c) = (b ÷ 補助対象経費) ≥ 3				

(注) 事業終了年度 (N年度末) から、原則として、補助対象部門の国内雇用(a)を4年間維持した上で、補助対象経費1億円あたり、原則として、3人以上の雇用維持要件を4年間満たす年度まで記載のこと

5. 雇用効果(B)

(1) 雇用数 (累計人数)： 人

* 雇用要件 (B) を4年間満たすまでの雇用数(b)の累計値。

b(N年度) + b(N+1年度) + b(N+2年度) + b(N+3年度)

(2) 雇用効果： 人・年/億円

* 上記(1)の雇用数(累計人数)の年平均値を補助対象経費で除した値

(1) ÷ 補助対象経費(億円)

6. 補助事業実施都道府県における有効求人倍率 (平成21年度)

	21年度
A県	
B県	
(参考) 全国平均値	0.45

(注) 有効求人倍率は、季節調整済値で、新規学卒者を除きパートタイムを含む値

なお、複数地域で事業を実施する場合には、それぞれの都道府県の数値を記載のこと

技術関係

1. 当該製品又は部材の低炭素社会への貢献及び技術の革新性についての説明

* 製品又は部材の写真などイメージできるものを必ず添付のこと。

2. 技術の信頼性及び実績

(1) 当該製品又は部材の上市時期： 年 月

* いまだ上市されていない場合はその旨記載ください。

(2) 当該製品又は部材が上市された際の最終製品のメーカーと製品名

(3) 当該製品又は部材に関する事故又はリコールの有無

3. 技術の商業的受容性（販売計画）

<製品又は部材>

	22年度	23年度	24年度	25年度
既に取り引関係を有している先				
(株)〇〇工業				
(株)△△製作所				
現在交渉中の取引先				
(株)□□工業				
(株)◇◇製作所				

(注) 具体的企業名を記載のこと

集積効果関係

1. 地域経済及び地域産業への波及効果

本補助事業実施による地域企業との協力関係の構築など地域経済及び地域産業への波及効果を具体的に記載のこと

2. 国の地域振興計画及び地域活性化事業との関連性の有無

(国の地域活性化策の例) 地域再生計画(内閣府)、企業立地促進法に基づく基本計画(経済産業省)、産業クラスター計画(経済産業省)、定住自立圏構想(総務省)、頑張る地域応援プログラム(総務省)、地域雇用創造推進事業(厚生労働省)、地域自立・活性化総合支援制度(国土交通省)など、内閣官房の「地域活性化施策の推進に関する検討チーム」が定めた地域活性化施策体系に関連する事業のうち、企業立地促進との関連がある事業

* 関連がある場合には、その施策名と計画との位置づけを記載し、該当箇所の記述を添付のこと

海外流出懸念関係性

1. 当該事業に対する海外移転の検討状況

* 本補助金の交付が受けられなかった場合の対応

特に、海外移転を検討している場合には、地域、規模等を具体的に記載

2. 当該事業に関して海外（国、企業）からの誘致要請の有無

* 有の場合には、誘致要請した者、条件等について具体的に記載

3. 同種事業に対する海外政府による立地助成策

(1) 立地助成策の有無

(2) 立地助成策の概要（上記1.「有」の場合）

①助成策の名称：

②国名：

③助成策の内容（含む予算額、助成対象製品・部材及び内外無差別か否かなど）

事業連携関係

1. 同業他社との事業連携効果

* 将来の再編を視野に入れた業務提携や効率化のための分業など同業他社との事業連携に関して、その効果等について具体的に記載。また、業務提携など提携内容について合意した文書等があれば添付。

工場立地等手続の迅速化関係

1. 工場立地等手続に関して、自治体の協力が得られることとなっているか
 - * 工場立地等手続のワンストップサービス化など工場立地等手続の迅速化が図られている具体的な内容に関して記載

(様式第3)

会社概要					
社名					
代表者氏名					
本社所在地					
設立年月日			決算月		
資本金	千円	従業員数	人	中小企業 (中小企業の場合は○)	○or×
事業内容					
親会社					
補助内容					
グリーン技術分野					
事業実施場所					
金額	総事業費	補助対象経費	補助金	補助率	
	千円	千円	千円		
雇用	雇用数	雇用効果	有効求人倍率 (平成21年度)		
	人	人/億円			
市場規模	市場規模(20')(a)	市場規模(21')(b)	市場の成長性 (b)÷(a)		
	億円	億円			
その他	用地の新規取得 (新規取得は○)	建屋の新設 (新設は○)	平成20年度の 決算(赤字は○)	平成21年度の 決算(赤字は○)	
	○or×	○or×	○or×	○or×	

(様式第4)

実施体制図

記述 内容	<ul style="list-style-type: none">▪ 本事業の実施体制がわかるような、体制図を作成する。▪ 実施体制図には、担当者の氏名・役職・役割分担等を記載する。▪ 実施体制表に記入した者のうち、主要な担当者については、職場内での経歴・専門あるいは得意とする分野等について記述する。
<ul style="list-style-type: none">▪ 業務実施体制 ※以下の項目を含めて実施体制図を示して具体的に記述する。	
<p>The diagram illustrates a hierarchical structure for business implementation. At the top left is a box with a double border containing the following text: 「氏名・役職」、「本事業における役職名」、「本事業における役割 等」。 Below this, a horizontal line connects two boxes: 「リーダー 氏名 役職 役割」 on the left and 「サブリーダー 氏名 役職 役割」 on the right. From the right side of the 「サブリーダー」 box, a vertical line descends and then a horizontal line extends to the right, connecting to two vertically stacked boxes, both labeled 「メンバー 氏名 役職 役割」.</p>	

<参 考>

公募に関する説明会、 受付及びお問い合わせ 先 経済産業局等 (担当課室)	所在地／TEL & FAX & URL	管轄する 都道府県
経済産業省 地域経済産業グループ 低炭素型雇用創出産業 立地推進室	TEL:03-3501-2857 FAX:03-3501-6270 http://www.meti.go.jp/ (注) 海外流出防止のための緊急対策については以下へお 問い合わせください。 (分室) TEL:03-3501-1542 FAX:03-3501-6691	* 公募資料の提出は、 事業実施場所を管轄 する経済産業局へ提 出ください。
北海道経済産業局 産業部 産業立地課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎 TEL:011-736-9625 FAX:011-709-1798 http://www.hkd.meti.go.jp	北海道
東北経済産業局 産業部 産業振興課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 TEL:022-221-4906 FAX:022-215-9463 http://www.tohoku.meti.go.jp	青森、岩手、宮城、秋 田、山形、福島
関東経済産業局 地域経済部 産業立地室	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1さいたま新都 心合同庁舎1号館 TEL:048-600-0269 FAX:048-601-1311 http://www.kanto.meti.go.jp	茨城、栃木、群馬、埼 玉、千葉、東京、神奈 川、新潟、山梨、長野、 静岡
中部経済産業局 地域経済部 地域振興課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL:052-951-2716 FAX:052-961-7698 http://www.chubu.meti.go.jp	富山、石川、岐阜、愛 知、三重
近畿経済産業局 地域経済部 地域開発室	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-4 大阪合同庁 舎1号館 TEL:06-6966-6012 FAX:06-6966-6077 http://www.kansai.meti.go.jp	福井、滋賀、京都、大 阪、兵庫、奈良、和歌 山
中国経済産業局 産業部 産業振興課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎 TEL:082-224-5638 FAX:082-224-5642 http://www.chugoku.meti.go.jp	鳥取、島根、岡山、広 島、山口
四国経済産業局 産業部 産業振興課	〒760-8512 高松市サンポート3-3-3 高松サンポート合 同庁舎 TEL:087-811-8523 FAX:087-811-8556 http://www.shikoku.meti.go.jp	徳島、香川、愛媛、高 知
九州経済産業局 産業部 産業立地課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-1-1 TEL:092-482-5435 FAX:092-482-5947 http://www.kyushu.meti.go.jp	福岡、佐賀、長崎、熊 本、大分、宮崎、鹿児 島
沖縄総合事務局 経済産業部 企画振興課	〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 TEL:098-866-1727 FAX:098-860-1375 http://ogb.go.jp/move/	沖縄